

コンセッション事業者が指定管理者を兼ねる場合における 地方自治法の特例

規制改革の内容

特例措置前

コンセッション事業者が、音楽ホール等の公共施設をその目的の範囲内で特定の第三者に使用させるためには、指定管理者の指定を併せて受ける必要がある。その場合、

- ①利用料金設定は地方公共団体の承認が必要。
- ②運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する際に、議会の議決が必要。

特例措置

- ①利用料金は条例で定める料金の範囲であるなど一定の要件を満たした場合、地方公共団体への届出制とする。
- ②地方公共団体が、議会の議決を不要とする旨や指定管理者の行う管理の基準などについて条例で特別な定めを定めた場合、議会の議決に代えて事後報告とする。

効果

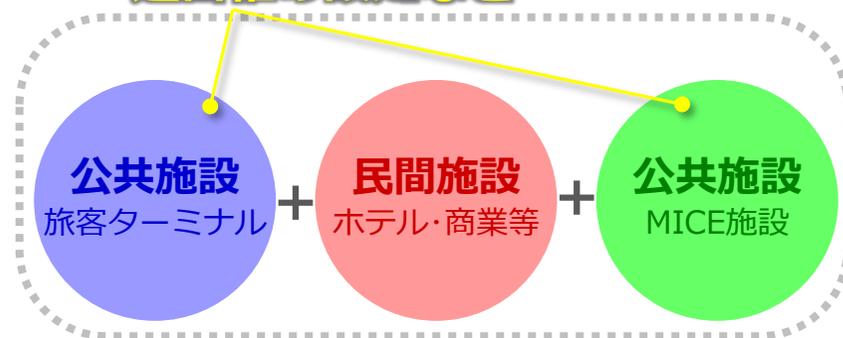
- ・コンセッション事業の円滑、効率的な実施。
- ・コンセッション事業の活用拡大。

規制改革の概要

福岡市の事例

ウォーターフロント再開発における、クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、民間事業者による一体的で自由度の高い運営を可能とする。

運営権の設定など



海

コンセッション制度を活用した
民間投資の呼び込み